

議案第 63 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

平成 26 年度松阪市一般会計補正予算 (第 10 号)

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成26年度松阪市一般会計補正予算（第10号）について、下記のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

松阪市長 山 中 光 茂

記

平成26年度松阪市一般会計補正予算（第10号）について

次の予算を別冊のとおり定める。

- 1 平成26年度松阪市一般会計補正予算（第10号）